

昭和五十六年運輸省令第二十三号

放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）を实施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

(表)

六 セ ン チ メ ー ト ル	↑ ↓	↑ ↓	六 セ ン チ メ ー ト ル	↓	八・五センチメートル	←	→	番号
放射性同位元素等の規制に関する法律								
第43条の2第1項の規定により立入検査								
を行う職員の身分証明書								
写真 官 職 氏 名 年 月 日 生 年 月 日 発 行 年 月 日 限り有効 国土交通大臣 印								

(裏)

放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三條の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。 2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十條の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。	3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する 十四 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 十八 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
---	---

附 則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

附 則 （平成七年九月二十八日運輸省令第五二号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

附 則 （平成八年六月二十六日運輸省令第四三三号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第八十号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成十二年一月二十九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一十七年六月一日国土交通省令第六一号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二十四年三月三〇日国土交通省令第三二一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二十四年九月一四日国土交通省令第七五号） 抄

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（放射性同位元素等車両運搬規則第十八条第三項の改正規定に限る。）、第七条、第十一条及び第十二条の規定 原子力規制委員会設置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年四月一日）

附 則 （平成三〇年一月一九日国土交通省令第三号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年十二月二六日国土交通省令第九〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。